

## 菅生地域交流農園補欠者(キャンセル待ち)追加募集に係る注意事項について

### 申込にあたっての注意点

- 1 申込みは、1世帯につき1通のみです。
- 2 複数通の応募や他人名義での応募等の不正があった場合、申込みを無効とします。
- 3 地域交流農園は農地所有者から借受けて開園しております。農地所有者の都合により、利用期間内に地域交流農園が閉園となる場合は、利用区画を返還していただくことがあります。この場合、川崎市は残存する未収穫の作物・資材等を補償しません。ご了承ください。
- 4 通路等の草刈は、管理組合(利用者同士)に行ってください(市は行いません)。
- 5 不耕作状態にならないよう責任をもって管理できる方のみ申込みをしてください。
- 6 利用区画について、利用開始時には表面の不要物等は除かれていますが、それ以外は前利用者が使用していた状態のままとなりますので、ご了承の上お申し込みください。

### 地域交流農園の利用にあたっての注意点

**禁止行為** 次の行為は行わないでください。

- (1) 農園を第三者に利用させること。
- (2) 農園周辺に路上駐車すること。
- (3) 農園に工作物を設置すること。
- (4) 農園を営利の目的で利用すること。
- (5) 農園にゴミ・汚物等を捨てること。
- (6) 農園で飲酒、喫煙をすること。
- (7) 農園に永年性作物(樹木)を栽培すること。
- (8) その他、地域交流農園の目的に反すること。

**利用の取消** 次に該当する場合は利用を取消し、利用区画を返還していただきます。返還にあたっては、除草・清掃・整地をしてください。なお、既に納めていただいた貸付料の返還はいたしません。

- (1) 利用辞退届を提出したとき。
- (2) 利用者の資格要件(①市内在住。②令和 5・6 年度川崎市市民農園(小倉)や地域交流農園(上作延・千代ヶ丘・上小田中)の利用者もしくは補欠者となっていないこと。)を欠いたとき。
- (3) 禁止行為を行ったとき。
- (4) 農園の耕作を放棄したと認められるとき。
- (5) 貸付料を指定期日までに支払わなかったとき。
- (6) 長期間に渡って連絡を取り難い等、利用状況・意向が確認できないとき。

### 利用にあたっての注意事項

- (1) 農園に駐車場はありません。お車での来園はご遠慮ください。事情があってもお車で来園する場合は近くのコインパーキング等をご利用下さい。路上駐車により、近隣のご理解を得られなくなると、農園を存続できなくなる(閉園)があります。
- (2) 抜き取った雑草や作物残渣等、ゴミはお持ち帰りください。
- (3) 区画外への私物の放置、耕作はおやめください。
- (4) 利用者同士で区画を交換することはできません。
- (5) 支柱や栽培植物等について、最大の高さは約 2mです。周辺区画の日照に御配慮ください。
- (6) 利用時間は、4~9月は7:30~18:00。10~3月は8:00~16:30です。
- (7) その他、近隣や他の利用者の迷惑となる行為はおやめください。
- (8) 貸付時に表面の不要物は取り除かれています、それ以外は以前の利用者が使用していたままの状態です。そのため、地下に根や植物残渣がある場合があります。ご了承ください。
- (9) 農園内に利用者の方の名字のみ記載した区画図を掲示します。